

# 令和4年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和4年11月8日（火） 午後1時25分～午後2時55分  
場 所：議会棟大会議室

## 1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 6名

内 藤 徹	弁護士
寺 田 幸 弘	医師
斎 藤 和 樹	臨床心理士
寺 山 晃 永	株式会社秋田銀行人事部次長
石 井 嘉代子	犯罪被害者
佐 藤 茂 樹	公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事

○秋田県

村田生活環境部次長、渡部生活環境部参事、高橋県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、長寿社会課、医務薬事課、雇用労働政策課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター、警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、生活安全企画課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課

## 2 秋田県生活環境部次長あいさつ

県では、「第4次犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、「犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、各施策を推進している。

このうち、適時適切な支援を受けられる社会づくりについて、あきた性暴力被害者サポートセンターにおいて、昨年度からメールによる相談受付を開始したほか、国のコールセンターと連携し24時間の相談対応を行うなど、相談しやすい環境の整備に努めており、引き続き、被害に遭われた方の気持ちに寄り添った支援を心がけて参る。

また、県民の理解を深めるための取組について、「犯罪被害を考える日」である6月30日に、秋田駅で啓発キャンペーンを実施したほか、今月25日から12月1日までの犯罪被害者週間において、26日の土曜日に、秋田市の秋田拠点センターアルヴェにて「県民のつどい」を開催する。今後とも、国や市町村、警察、支援機関、団体等と連携を図りながら、犯罪被害者等の方々を県民全体で支える地域社会づくりに取り組んで参るので、皆様には一層の御協力をお願い申し上げます。

本日の会議では、「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の初年度である令和3年度の支援施策の実施状況等について、御審議いただくこととしている。委員の皆様からは、忌憚のない御意見をお願い申し上げます。

### 3 議 事

#### (1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和3年度実施状況及び評価について

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき、令和3年度の実施状況と自己評価等を説明。(略)

寺田委員	資料3の4ページ目、児童虐待による児童通告数が306人、一時保護の保護対象者323人と、これが多いか少ないかわからないが、たくさんいるという印象を持った。社会が疲れているし乱れているという中で、この数値自体の経年変化はどうか。
地域・家庭福祉課	児童虐待の相談対応件数のトレンドとしては、全国と同様に年々増加傾向である。今年度については横ばい傾向であるが、人口減の影響なのか、単年度要素なのか、もう少し状況を見極める必要がある。
寺田委員	私は産婦人科医なので、出生数がどの地域でどのくらいかは毎年把握している。母数がどんどん減っているのに件数が変わらないということは率が上がっていることになるので、その辺の数値も参考にしていきたい。
佐藤委員	資料2ページの2給付金制度等の充実の(2)市町村による見舞金支給制度の周知等ですが、全国的な潮流について発言させていただきたい。当県は全市町村に犯罪被害者等支援条例が制定されており、そういう都道府県は全国で8県に止まっている。平成17年頃から県警察からの強力な働きかけにより各市町村で制定されたものである。見舞金の支援内容は、遺族見舞金が30万円、傷害見舞金が10万円程度となっている。全国被害者支援ネットワークの情報によれば、都道府県条例は全国で76.6%の制定率、本年中には85.1%になる見込みである。市町村の最近の潮流としては、時代に併せたメニューになってきており、東京では転居費用や弁護士費用、横浜市では家事・介護ヘルパーの費用も盛り込まれるなど、各自治体で工夫している。全国的な潮流を把握することで、今後の検討材料にしていただければと思う。
寺山委員	資料の13ページの性暴力被害者サポートセンターの相談件数、資料5では今年の上半期だけで75件と増えており、これは国のコールセンターの活用で、土日や24時間対応になったから増えたのか、別の要因があるのか、相談内容の種別も「その他」が多くなっているの、これまでと違う動きがあれば教えていただきたい。
佐藤委員	実務を実施している秋田被害者支援センターの方から説明する。ほっと

ハートあきたの相談件数だが、今年度は9月末で75件、令和3年度は66件なので、すでにそれを上回っている。75件のうち「その他」が50件であり、これは過去に被害に遭われた方で、毎日のようにフラッシュバックがあり、外出時やその周辺に行った際、相手を思い出した時などフラッシュバックの状態になり、気持ちのやり場がなくなって電話をかけてくるということで、50件中40数件になる。コールセンターは、土日や平日の19時以降、自動的に転送されるが、その件数も含まれている。

寺田委員 40数件、同一の方が複数回かけているのか。

佐藤委員 同一の方である。先日、国のコールセンターの担当者とほっとハートあきたのコーディネーターと私を交えて打合せを行った。面接相談に持っていこうとしているが、本人がまだそこまで気持ちの整理がついていない状況である。

寺田委員 なかなか相談員の方も苦慮していると思うが、そういう状態であれば心療内科等への相談をお薦めしてもよいのかなと思う。

佐藤委員 この方はすでに病院へかかっている。

内藤会長 サラ金問題などは電話で解決手法をお伝えすることはできるが、この種の事案は電話では難しく、面接していろいろデリケートな部分を観察しながらお話しを伺うことが大事だが、面接相談は年々減ってきている。

佐藤委員 ほっとハートの面接件数は、令和3年度1件、令和2年度1件となっている。秋田被害者支援センターでは、電話相談から面接につなげようとして、途中で相談が途切れたケースもある。

内藤会長 極めて難しいデリケートな問題であり、本来、ワンストップで専門家と直結して解決するのが理想だが、現実には電話相談で止まっており、なかなか電話だけでは本人が納得する安心は得られないので、我々も今後工夫していかなければならないと思っている。

齋藤委員 様々な領域で多くの対応をいただいていることに県民の一人として有難いと感じている。こういう情報を県や県警のホームページにアップしていただいているということだが、アクセス数はカウントできているのか。

県民生活課長 アクセス数については、当課のホームページでは把握していない。

齋藤委員

一般的な感覚として、自分が犯罪被害者になるとは思わないで生活しているので、積極的に情報を集めにいくことはない。したがって、情報をどのように届けるかということが大事になってくる。県民の立場からすると、黙っていても情報が入ってくる方が楽なので、マスコミの力を借りてテレビや新聞等で情報を発信してもらうことが大事。

また、情報を届けることについては、学校教育がすごく大事だと思うので、様々な情報を児童・生徒に伝えてもらうことが大事になってくると思う。

県民生活  
課長

情報をいかに届けるかについては、様々な施策を推進していく上で大きな課題だと認識している。マスコミの力は大きいので、当課で実施している「県民のつどい」や「総合的対応窓口研修会」なども取材していただき、新聞等に掲載していただいている。その他、性暴力被害者サポートセンターについては、コンビニ等に名刺大カード等を設置していただいたり、高校・大学にも配付して活用していただいている。様々な手段によりなるべく情報を届けることに取り組んでいる。

内藤会長

最近、SNSを活用して自殺願望者のアカウントにアクセスして交際を始める事例、それから老人の特殊詐欺の事例が目立つようになってきたが、そういうことへの対策、啓蒙活動はどうしているのか。

県民生活  
課長

当課では、犯罪被害者支援とともに、消費者トラブルも担当しているが、特殊詐欺の被害は、今年度に入り急速に件数が増加している。このため、今年は県警と連名で市町村やマスコミに注意喚起を依頼した。お年寄りだけでなく若い方も特にネットトラブルに巻き込まれるケースもあるので、SNSを通じた注意喚起にも取り組んでいる。

寺田委員

資料14ページ(4)、インターネット上の誹謗中傷に関する取組で、周知に努めたという記載になっているが、令和7年度までの計画なので、そういう事例が何件あって、どういう対応をしていくのかも重要だと思う。

県民生活  
課長

誹謗中傷を含め、インターネットを利用したトラブルは、年齢を問わずに巻き込まれる可能性があるので、先ほども申したとおりマスコミやチラシ、YouTubeやインスタグラム等のSNSを活用した注意喚起などを実施している。

寺田委員

そういう犯罪に至らないトラブルの実数把握ができるのは行政だけだと思うので、是非よろしく願います。

県民生活  
課長

例えば、特殊詐欺は県警で数字を把握して手口などの注意喚起ができるが、犯罪に至らないトラブルの実数は把握しづらい。なかなか全体像が見えないこともあり、そういうトラブルの場合は相談先につなげることが重要だと思っているので、そういう取り組みも進めていきたい。

寺田委員

我々が日進月歩する新しい技術を学ぶのと同じで、行政も情報を県内のみならず全国に求めるなど、どういうトレンドで、どういう施策が行われているかなどを把握して進めていただきたい。

県民生活  
課長

他県の状況等も検討しながら、進めて参りたい。

内藤会長

秋田被害者支援センターで、放送等の広報活動をしていると思うが説明してほしい。

佐藤委員

ほっとハートあきたの認知度がまだまだ足りないということで、様々なイベントでリーフレットやパンフレットを配布したり、FM椿台という地域限定のラジオ放送で月1回支援員が出させていただき、被害者の手記や相談で感じたことなどをアナウンスさせていただいている。実際、このラジオを聞いて、迷っていたけれども相談をしてくれた事例もある。いずれ、様々な媒体を活用して、県や県警の御指導もいただきながら、これからも認知度を高めていきたい。

内藤会長

FM椿台は視聴範囲が狭いと聞いているが。

佐藤委員

秋田被害者支援センターが入っている社会福祉会館の4階では聞こえるが、秋田市北部ではなかなか聞こえないという物理的な限界はあるが、車でも地域によっては聞こえるので、皆様方にも是非視聴していただければと思う。

## (2) 令和4年度支援事業について

令和4年度犯罪被害者支援事業について、資料に基づき説明。(略)

石井委員

質問ではないが、命の大切さ学習教室に参加して感じたことをお話しさせていただきたい。湯沢高校では、生徒が真剣に一言一言聞いてくれて、生徒から手紙が来て読んだけれども、交通事故は被害者と加害者の立場があるが、どちらも辛い想いをすることをわかってもらえて、自分の想いが伝わったと感じた。行ってよかったと思っている。

世界道路交通犠牲者の日について、令和元年度の推進会議でも活動の継続を要望していたが、活動の予定が決まっていたら教えていただきたい。この活動は死亡事故があった場所に黄色の風車をつけて、交通事故があった場所だから気をつけようと運転手に注意を促す秋田県独自の取り組みだと伺っている。私の息子は山形遊佐で亡くなったが、世界道路交通犠牲者の日が近づくと、地元の五城目警察署から黄色の風車が届けられて、夫と一緒に事故現場に行き、二度と事故が起こってほしくないという想いで風車を設置していた。現在は、風車の設置はなくなったみたいだが、形を変えて活動は継続していると聞いている。どういう予定なのか教えていただきたい。

交通企画課

11月の第3日曜日が世界道路交通犠牲者の日であり、風車の事故現場への設置は令和2年度以降実施していないが、周知活動については被害者支援係と連携しながら継続していく予定で、去年は前日に免許センターで周知活動を実施し、今年度は秋田被害者支援センターと話し合い、「県民のつどい」でポスター掲示等を予定している。風車については、秋田県地図に事故現場をプロットし、ホームページで掲示したいと考えている。

齋藤委員

「県民のつどい」だが、講師がいい講演をしてくださるのに、参加者が少ないと感じている。広報活動は工夫しているのか。

それと、先ほども言ったが、学校教育で子ども達に情報を届けていくことは大事なことで、命の大切さ学習教室もすごくよい活動だと思うが、一方でどうしたら大切な命を守れるのかということも教えていくことも大事である。例えば、静岡で3才の子どもが幼稚園バスで熱中症で亡くなったことがあったが、あの子にバスの中に取り残されたことをどうやって伝えられるかを大人が教えておけば助かったかもしれない。例えばハンドルのクラクション、ラップのマークをずっと押し続けることを教えておけば誰かが気づいたかも知れない。犯罪被害についても、そういう how to をもっと教えていく必要があると思うので、学校の授業として取り入れられないか検討していただければと考えている。

県民生活  
課長

「県民のつどい」の周知については、例年どおり県の広報のほか、市町村にも周知をお願いしている。また、マスコミへの投げ込みや、県のホームページにも掲載するなど、周知を図っている。

義務教育課

現在、学校毎に特色ある学校教育・活動が行われているが、何々教室や何々講演会・講習会のように一部だけの学習機会では終わらせるのではなく、カリキュラムマネジメントの視点で様々な学習を組み合わせる計画的に取り組んでいく際に、生命の大切さだけでなく、生命をどうやって守っていくかというhow toについても教えていく必要があることを様々な機会を捉えて学校側に伝えていきたい。

内藤会長

今回の「県民のつどい」の講演は、オウム真理教の公証役場の方だと思うが、私は以前、秋田の暴力団対策の委員長をやっていたとき、坂本弁護士というオウム真理教の被害者対策の中心的な役割を担っていた弁護士が、家から家族ごと拉致されたと報道されていた時期があった。横浜の全国大会に行った際、坂本弁護士のお母様から息子の所在がわからなくなったので是非お力を貸してほしいと言われた。激励とか励ましとか言える状態ではなく、沈痛な面持ちであったことを覚えている。この「県民のつどい」は、例年、初雪の頃で印象的な講演が多く、傾聴に値することが多いので、広く宣伝して、多くの方に聞いていただきたい。

### (3) その他

最後に、全体を通してこれまで実施した県の支援施策等についての意見等を伺った。

- |      |   |
|------|---|
| 内藤会長 | 特にないようなので、秋田被害者支援センターの佐藤専務理事からセンターの状況等について、説明いただきたい。  |
| 佐藤委員 | <p>秋田被害者支援センターの令和3年度の実績についてだが、電話相談件数は、令和元年度が76件、令和2年度が98件、令和3年度が56件である。56件の内訳だが、性的被害が2件、暴行・傷害が9件、交通事故が5件、窃盗が1件、詐欺1件、その他が38件、計56件である。男女別では、男性33件、女性23件である。</p> <p>面接相談としては4件、直接的支援は病院等への付添が19件、物品貸与が2件、金銭的な補助である特別支援が2件、一番多いのが生活支援で129件、これは交通事故の遺族にお金を送って、それに伴って手紙等も送って日常生活の状況などを伺うものである。</p>          |
| 内藤会長 | この前、表彰された相談員について、説明願いたい。  |
| 佐藤委員 | <p>皆様の御助力等もありまして2件の受賞があった。まずは、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長の連名の表彰で、特別栄誉賞を佐藤薫子相談員がいただいた。佐藤相談員は平成14年から相談活動をしていただいている。それから藍綬褒章として斎藤律子相談員が受賞された。斎藤相談員は秋田被害者支援センターが開設した平成13年から活動いただいているベテランである。</p> <p>個人での受賞となったが、被害者支援センターとしても非常に喜ばしいことと受け止めており、当センターとしてはこれを機会に二人に続くように更なる支援に努めていきたい。この場を借りて関係者の方々に御礼申し上げる。</p> |
| 内藤会長 | 秋田被害者支援センターは平成13年から活動しており、基金とかもなく、財政的に脆弱で何とかやりくりしてきた。相談員もボランティアで、かなり精神的にストレスがかかる中で活動をしてきた。募金箱等もあるが、それを維持していくことも難しくなっている。微力でも一生懸命やっているつもりだが、現実には厳しいことを御理解いただきたい。   |
| 内藤会長 | 以上、各委員からいただいた意見等については、事務局で検討して、今後の施策に反映していただきたい。  |

(以 上)



